

別表十六(一)

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
	・ ・		

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、「記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。」の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載してください。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
目録	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外					円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額(7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計(13)+(14)+(15)	16								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却									
残存価額	17								
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18								
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19								
旧定額法の償却率	20								
算出償却額 (19)×(20)	21		円		円		円		円
増加償却額 (21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()	()	()
計 (21)+(22)× $\frac{1}{60}$ (16)-(18)	23								
算出償却額 (18)-(19)× $\frac{1}{60}$	24								
定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25								
定額法の償却率	26								
算出償却額 (25)×(26)	27		円		円		円		円
増加償却額 (27)×割増率	28	()	()	()	()	()	()	()	()
計 (27)+(28)	29								
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30								
特別償却限度額 (30)-(31)	31								
特別償却限度額 (31)-(32)	32								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
合計 (30)+(32)+(33)	34								
当期償却額	35								
償却不足額 (34)-(35)	36								
償却超過額 (35)-(34)	37								
前期からの繰越額	38	外							
当期容積損金額	39								
積立金取崩しの額	40								
差引合計翌期への繰越額 (37)+(39)-(40)	41								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	42								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44								
翌期への繰越額	45								
当期分不足額	46								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (46)-(49)と(32)のうち少ない金額	47								
備考									

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.63】連結親法人が中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。
【No.64】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
【No.65】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分